

議第7号

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日

高島市長 福井正明

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成17年高島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の高島市議会議員の議員報酬等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。